

---

令和4年 第4回 球磨村議会定例会会議録(第7日)

令和4年6月16日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

---

議事日程(第4号)

令和4年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第34号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第35号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について
- 日程第3 議案第36号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第37号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第38号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第39号 球磨村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第40号 球磨村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第41号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第9 議案第42号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第43号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第1 報告第4号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越計算書について
- 追加日程第2 議案第44号 財産の取得について(渡地区災害公営住宅)
- 日程第13 陳情書について
- 追加日程第3 発議第5号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第6号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情
- 追加日程第5 発議第7号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第34号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の制定について

- 日程第2 議案第35号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について
- 日程第3 議案第36号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第37号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第38号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第39号 球磨村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第40号 球磨村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第41号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第9 議案第42号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第43号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第1 報告第4号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越計算書について
- 追加日程第2 議案第44号 財産の取得について（渡地区災害公営住宅）
- 日程第13 陳情書について
- 追加日程第3 発議第5号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第6号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情
- 追加日程第5 発議第7号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 閉会中の継続調査について

---

出席議員（9名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 永椎樹一郎君  | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君  | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君   | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 舟戸 治生君  | 9番 高澤 康成君 |
| 10番 田代 利一君 |           |

---

欠席議員（1名）

- 6番 犬童 勝則君
-

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健 書記 山口 隆雄

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	上薮 宏君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	境目 昭博君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	松舟 祐二君	会計管理者	假屋 昌子君
教育課長	高永 幸夫君		

---

午前10時00分開議

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は配付してあるとおりです。

---

**日程第1. 議案第34号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の制定について**

○議長（舟戸 治生君） それでは、日程第1、議案第34号球磨村長等の給与の特例に関する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） この特例条例の基準を伺いたいと思います。教えていただけませんか。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） お答えをいたします。

特定条例の基準というようなご質問でございましたけれども、一般的に法ですとか、いろんな規則条例等で定めているということではございませんで、これまで他市町村でも同様の事例がございましたので、そういったものに倣って、今回村長を10%、副村長を5%という形でご提案をさせていただくものでございます。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 実は先々月、4月26日ですか、保険福祉課が2,666名に発

送した住民健診希望調査票のうち4世帯6人分を別世帯に誤発送、個人情報漏えいしたと発表しました。こういうものは、今回とどういうふうな、これも当たるのかなというふうの一つ思うわけです。今回提案したのは介護保険証のことで、この4月26日の件なども当たるんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、議員言われた件に関してはこの対象にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 対象になるかならないか基準がないといいますか、そういうことで役場、どこの町村においてもそういう形をとっておられるというふうにおっしゃったんですけど。

もう一点だけ、これと同じがずっと続いているなということを申し上げますと、これ令和2年だったと思います。新しい村長になられてからです。私が3月か6月の一般質問で、清流館横に防災センターを工事されました。今できているものです。あそこが急がなければならないということで、こういう公的な建物は必ず確認申請があるということで、確認申請を許可を受けないまま工事されたという案件がございました。これは絶対、今副村長はご存じだと思うんですけど、確認申請せずに工事を進めるということなんか、これは法的にちょっと問題がある感じですよ。これは役場さんと審査する確認申請、これは県が行いますよね。早くいったらどちらも行政行政同士だと思うんですけど。県が確認している県職員の方と民間でありましたら、民間はもう次の指名取得とかなんとかになっていますよね。そういうような重要な案件なんですよ、これは。こういうときには今、今回の34号のこういうものに該当しないのかなと。今後、こういうのがいっぱい続いていますので、それを併せて、私はそういうのを合わせまして、さっき言いました福祉課の誤発送とか、ちょっと逆って申しわけないんですけど令和2年の確認申請の件とか、それをいうと今回もそうですね、これ34号です。こういうのは当然、村長もご存じだと思いますので、これを含めたところで、これで果たしてこの1か月分の10%、5%でいいのかということも確認したいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） お答えをいたします。

行政行為を執行するに当たって、様々な事務的な不適正な件でございますとか、そういったものが多々発生しておるといような状況は、我々も他市町等も含めてそういったことが発生をし

ております。

そのときどき、その案件によりましてどういった対策を講じていくのか。まずはその再発防止を徹底させるというのを最優先をさせたいというところでございます。その中で、その行為といいますがどういった行為なのか。地方公務員法の定めによりますと懲戒処分というのが最も重い処分としてはございます。その懲戒処分を規定を適応するということになりまして、懲戒処分の指針というのを村のほうでも定めておりまして、そういったものに応じましてその個人の行為というのがどういったものなのか、それがその組織的な行為なのか犯罪的な行為なのか、そういったものを含めて総合的に勘案させていただくというようなところでございます。

それが、ただ事務的なミスというところで、そこに対してどういった処分を適応させるのか、今回の税行為につきましても長年にわたって事項の適正な管理がなされておらなかった、あるいはその延滞金を適切に収納していなかったというようなところ。それがその組織的に長年にわたって適切な事務行為になされていなかったということでございますので、当該行為に携わった職員に対しましては、懲戒処分ということではなくて文書勧告という形で厳しく注意をさせていただいたところでございます。

そのほか、当時携わっておった職員に対しましては口頭注意ということで、これは処分ではございませんけれども、そういった対策を講じらせていただきましたというところでございます。ですので、そのときの行為の内容、反復性ですとか悪意、そういったものを総合的に勘案しまして適切に対応をさせていただきたいというところでございますので、今回の調停案につきましても、今回の事項管理、滞納処分の適切な執行がなされていなかった。それと延滞金を押収をしていなかったということに対しましての処分ということでございますので、今後もまずは再発防止を徹底していくというところに最優先に置かせていただきまして、そういったものを総合的に勘案しながら対応させていただきたいというところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 嶽本議員、3回もうさされていきますので。もうやめてください。ほかに。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今回の懲戒処分の趣旨に基づいてということで決めてございますので、他町村の慣例といいますか、そういうのも含めて今度の処分ということになったんだろうと思います。起きたことは仕方ないと思います。ただ、やっぱりその原因といいますのは、やっぱりヒューマンエラーなんです。どういうシステムを改修しても最終的には、ヒューマンエラーということでございますので、やはりやっぱり今、係を一担当でとかそういう職員の中でやっている業務がほとんどだろうと思いますので、やっぱり今回こういう事案が起きたのはなぜかというような検証ももちろん必要でございますし、それによって課の人員の編成等々も考えていかなければならないと思いますので、今後このようなことがないようにしっかりとさせていただければ

と思っております。

会計課長が発言の機会がということでございますけども、慣例として山口県阿武町で誤送金の事案がございました。今うちがああいうところは、今うちはどういう対応をしておるのか。まず以前はフロッピーディスクにやっぱり口座払い、その他口座払いというようなことがあればフロッピーディスクに入れて、それを銀行に持って行ってそれをしていった経緯がございますけど、今現在そういう、山口県阿武町の件ではございませんけども、今うちでの送金方法といいますか、それをお聞かせいただければと思います。すいません、関連でございますけども、もう議長そこでだめということであればお取り下げいただいて構いませんので、よろしく願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 会計管理者、假屋昌子さん。

○会計管理者（假屋 昌子君） 発言の機会、ありがとうございます。

うちでの会計の処理の取扱いということでございますが、球磨村の主たる代理納付金融機関は肥後銀行でございます。肥後銀行が24年の9月にはもうフロッピーによる取扱いをやめております。もう終了しておりますので、同月をもって球磨村はインターネットバンキングに移行しております。ですので、フロッピーのやり取りはしておりませんし、当然インターネットバンキングで振り込みを行う際には振込用紙による振り込みというのはもう行っておりません、その際には。

なおかつ、会計課は3人職員がおりますので、インターネットに入力をした職員ともう一人の職員で相互にチェックをした後、さらに課長のほうに決済が回りまして、課長も決済した後、その後に送金をするという流れになっております。ただやっぱり人為的なミスもございますので、先ほど議員言われたように公金の取扱いについては慎重かつ適正に処理をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ありがとうございます。

最後に申し上げたいと思いますのは、こういうやっぱり事案が発生をして、懲戒の指針も決めてございますけども、こういう事案のときには、先ほど副村長のご答弁で十分分かりましたんですが、今後やっぱりこういう事案のときにはこうというような、やっぱり区分じゃないですけども、やっぱりしっかりと、それをしとったほうがいろいろやっぱり、こういうときにはこうなんだということで、職員もやっぱりこういうことはしなきゃならんというような気持ちにもなっておりますので、もう一回やっぱり、そのした職員を責めるんじゃなくて、職員みんながやっぱりこういうことはしちゃいけないのよね、やっぱりやっちゃいけない、みんなで協力しながらしていかなければならないというようなことをするためにも、やっぱりそういうある程度の区分

等々も必要だろうと思っております。

そして、してしまった職員に対しては、ぜひ課長の皆様方、やっぱりフォローをしてあげてください。この人がやったという犯人をどうのこうのって追及するんじゃないくて、こうこうこうだったらか今回は、この次はこぎゃんしようかねとか、いろんな改善策があると思いますので、ぜひこういう事案が出てこないようにしっかりと業務に邁進していただければと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 今、答弁を聞かせていただいた中で、今回の税の誤徴収ですね。それ以前の分に関しては含んでいないという村長の答弁がありました。もちろん言及をするのがいいとか悪いとかではなくて、先ほど永椎議員も言われたようにある程度の基準、一つ一つの単体を見ると懲罰委員会を開いてするものではないというふうに理解はしております。しかしながら、やはりそういう事故が続いたということにおいて、しっかり執行部も精査をしなければいけないと思うんですが、その前回も含めた中で今回の10%減給あるいは5%減給がふさわしい、それに妥当というような判断でのことなんでしょうか。そこら辺を村長、お聞かせいただければ。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

先ほど、嶽本議員の質問にもお答えしましたとおり、今回の私たちのこの処分というのは、事故到来後に徴収しました村税とかそういう税の収納に関する処分でございますので、そのほかのことに関しては今回の処分には関係ございません。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。今の関連でですが、その処分を自分の考えでもいいですけども、10%、5%、それと7月分だけのみ、これはこれでよかたい、これでよかろうかな、どっちですか。その処分の、7月分だけ、これでよかたいと思われたか、これでいいんだろうかって、どっちですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回それをご提案させていただいているということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 議員の皆さん方に申し上げます。質疑の場合、同じ案件3回目までですのでよろしく願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があったり、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第35号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、議案第35号球磨村敬老祝金給付条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いいたします。

質疑ありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） この敬礼祝金、これがその後に住民の方々に、これまでもらえなかった分がもうもらえないという状況になる年齢の方もおられます。その周知とといいますか、そのどのように住民に対してご理解をいただくとかじゃなくても、議会執行部とのもう決定事項でありますので報告という形でしょうけども、住民の方々にに対してどのような方法で報告をしてくれるのか、お聞かせいただきたいと。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えをします。

もちろん、通常議会だよりの中にもこの議案というのは出ると思いますので、議会だよりとあと公募のほうで住民には広く周知をしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第3. 議案第36号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について



て

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、議案第36号球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第4. 議案第37号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第37号球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いいたします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。今回の一部改正につきましては、村長とどうまた球磨村の職員の旅費に関する条例の一部改正ということでございました。

球磨村の報酬及び費用弁償法に関する条例というのはございますが、今回そこに、これ熊本県のほうに合わせられたということでございます。熊本県の条例を見てみますと、熊本県は日当じゃなくて旅費諸費とかという部分でお支払いをしてあるようでございますけども、その部分について、どうして村長と球磨村職員だけの条例の改正だったのか。球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の改正はなぜなされなかったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時22分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） お答えをいたします。

まず、今回の改正の主要な目的といたしましては、行財政改革というようなところの観点から

検討したところでございます。従来、村職員が公用車で出張した場合も、公用車でなく私用車で出張した場合にも同様の日当が1千円という形で支払いをされるような条例になっておりました。他市町村、私も経験しておりますけれども、他市町村におきまして、県も含めてなんですけれども、公用車を使用した場合に、何に対する日当なのかというようなことから整理をいたしますと、通常であれば、移動先での情報収集、電話だったりとか、そういったものに対して日当という形になりますけれども、公用車の場合はずっと役場の庁用車の中で移動いたしますし、そういったもろもろの費用も発生する状況にないということでございまして、県のほうも10年前ぐらいだったでしょうか。同じような形で公用車で出張した場合には、従来の1日当に対しまして8分の1というような対応をさせていただいております。それにならしまして、今回公用車で出張した場合には日当を275円ということでこれを県と均一に統一をさせたところでございます。

一方、議員が今ご指摘のように球磨村の報酬及び費用弁償に関する条例ということで、教育委員会委員、選挙管理委員、監査委員等々につきましては、日当について、1千円をお支払いをさせていただくというふうな規定になっておりますけれども、こういった委員の方々に対しましては、公用車を使用するという場面がないかと思っておりますので、あくまで職員が出張等で公用車を使用する場合に限ってという形で、まずは先行して行財政改革の中で対応させていただきましたので、今後、そういった観点から、各委員さんに対します日当でありますとか、そういったところも今後検討させていただきたいというところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今後やっぱり、じゃあ職員の皆さんが東京に、監査委員さんを連れて研修に行かれたとき、そのときに、職員は2,200円の日当が出ます。ただ、内規の中でやっぱり旅費規定といいますか内規でそれぞれ決めるんでしょうけれども、委員さんは日当が1千円ということで、このアンバランスじゃないですけども、出てまいりますので、先ほど副村長言われましたように、今後、やっぱりしっかりと行財政改革はやっていただかなければなりませんので、しっかりとそのところも含めて、今後いろいろと検討していただければと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。今回の日当の改正、そのものについては、いいことだと思います。一応確認なんですけども、今コロナ禍の影響等で会議も少ないというのもあったりするんでしょうけども、これをすることによって、年間の予算として、どれぐらい、大まかでいいですけども、これぐらいの数字に変わるのか。もしくは行財政改革の1つであるとすれば、幾らか予算枠的には下がる、少なくなるということが考えられますけども、わかっておれば説明をよろしく願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 済いません。まだそこまでの精査をやっておりません。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第38号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第38号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第39号 球磨村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第39号球磨村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） この条例の改正について、条文の内容については、いろいろ詳しく今回改正がされるようございますけども、以前、教育課長が今回、全協のときにも、この条例改正についてはご提案をされたと。

今までどうなっているのかわかりませんが、村長部局の中で人権擁護に関することは村長

部局でやって、教育委員会の部局の中では、人権教育、人権研修をするということで、2本立てということでございました。今回の人権擁護に関する条例ということで、教育課長が提案をされましたので、その経緯と、今後、そういう人件相談、住民の方が人件相談に行く場合に、窓口がどこになるのか、その周知方法も含め、教育課長、ご答弁いただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） 今回の条例改正につきましては、関係課長、人権に関する部署がございますので、協議をさせていただきました。大岩保健福祉課長と私、また総務課長もなんですが、今のところ、教育委員会のほうで地域人権教育指導員のほうも雇用させていただいて、全庁的な取組、村民に対してのふれあいサロンを通しての人権教育等々開催させていただいておりますので、全体的な窓口としては、教育委員会のほうで担当するような形になるんですが、ただ、部署によって人権擁護については、例えば教育委員会の場合は文科からの系列の流れがありますし、人権擁護につきまして違う流れがございますので、そういったところから来るような通知に関しては、それぞれの部署で対応するということで、これまでどおり行うということで考えているところでございます。今回は、全体的な人権教育のところ、教育委員会のほうで条例改正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今、教育課長からの答弁で、経緯についてはわかりましたけども、やはり窓口が、先ほど言われましたように、経緯があるから、それは今までどおりということであれば、やっぱり村民の方がどこに相談に行ったりとか、やっぱり国県から下りてくる部分が教育委員会なのか、昔住民福祉課でございましたところで福祉部門なのかということでございますので、そこはしっかりと総務課長も入れて、しっかりと人権擁護、人権教育に関することについては庁内で検討をして、住民に戸惑いがないように、すぐ対応ができるような体制をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決さ

れました。

---

#### 日程第7. 議案第40号 球磨村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第40号球磨村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第41号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第41号令和4年度球磨村一般会計補正予算を議題とします。

ご審議をお願いします。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 13ページの委託料、一勝地駅前にぎわいということで、説明が今までいただきましたけども、なかなか詳しくどうこうするんだという説明がありませんので、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 委託料の2,000万円計上してある分ですけども、コロナの影響を軽減して、地産地消による地域循環経済を図るため、直売所及び物産施設を設置するための調査検討を行うということで、今回のコロナ交付金を活用して、一勝地駅前周辺のにぎわい整備を行いたいという場合に、どういった施設を造るかというところからまず建築設計業務を委託したいと考えております。一勝地駅前につきましては、復興まちづくり計画におきましても、にぎわいづくりを創出するということも検討しておりますので、まず、このコロナ交付金を活用させていただいて、復興につなげられるような設計をこれから考えていきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） どういう設計をされるのか、そこを説明していただきたいと思っています。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） まず、こちらで考えていますのは、コンテナハウスのようなものを何連か建てまして、直売所を置いたり、物産施設を開いたり、それとカフェなど開いて、これまで村内ではとどまらなかったラフティングのお客さんとか、ドライブの途中に寄っていただいて、かわせみに誘導できるような施設になればと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） そのハウスは駅前といっても場所がわかれば大体どこ辺ということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 場所につきましては、以前村有住宅、それに歯科診療所等があった場所を想定しています。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） そこは、雨が降るたびに水が上がっております。そこに造るんですか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） あそこは、治水事業におきましてもかさ上げの対象となっております。計画でいきますと、1メートルほどのかさ上げを行う計画のようです。この事業で、合わせてそれぐらいかさ上げをして、そういったコンテナハウスを置かせていただければと現在のところは考えているところです。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） いつも思うことなんですけど、復興に向けた駅前周辺のにぎわいづくり、もちろんハード的な部分、予算的な部分というのは、もちろん行政の支援が必要だろうというふうに思います。これまでの村づくりの中で、本来、駅前周辺の各、もちろんここにも議員さんたちもおられます。役場職員もおられます。今後進めていく中で、この物産の運営の在り方、あるいは地域の方々をどう巻き込んで地域づくりをやっていくのかというのが大事だと私は思います。これに、今コロナ対策助成金を利用して調査を行うという、これはしてもいいというふうに思いますが、やはり、継続性があるって当然だと私は思う。地域を巻き込んだ中で、本当に今の行政がこれを主体的にやっていくことではなく、やっぱり地域の方々が主体的になっていくのが当然だと私は思います。どう絡めていくのか、これを調査して進めていく中でどう絡めていくのかを、担当課長、せつかく計画をされておりますので、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 復興まちづくり計画策定時においても、住民の方々の意見を吸

い上げてつくったところですけど、今回のにぎわいづくりに関しても、ただ行政だけで調査設計を行うだけじゃなくて、地域の方々のご意見を伺いながら行いたいと考えているところです。物産と今後、渡でも今回造るようにもしているんですけど、村内で今現在物産等、なかなか出せない状況の中、ただ、一勝地だけじゃなくて、渡、一勝地と、またかわせみの物産館、それぞれお客層も違いますので、できるだけ球磨村に来ていただくように、住民の方々の意見も取り入れながら、どうしたら物産が売れるのかとか、そういった仕掛けを考えていきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 何でも挑戦することは大事です。しかし、物はできました。形とはなりました。じゃあ、誰がそれを率先して、中心的な役割を果たしていくのかだと思います。せっかくするのであれば、ここに地区の議員さんもおられますし、せっかく担当でございますので、先頭切って駅前周辺のにぎわいづくりに貢献をしていただきたいというふうに思いますので、ぜひ、やるならば、せっかく2,000万、その後にももちろん予算が必要になってくるというふうに思いますので、そこら辺をしっかりとご理解した上で、行っていただきたいというふうに思います。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 復興推進課長、12ページに地域脱炭素以降、再エネ推進事業補助金、これは、総務国庫補助金から全て100%来るようになっております。村長の提案理由の中に、球磨村森電力に公共施設の屋根の太陽光、蓄電池を設置するというので提案理由でございました。そして、公共施設はどこにというのと、また、この前もちょっと一般質問でしましたように、今後、やっぱり球磨村がこういうのをやっていくんだよと、脱炭素社会に向けて球磨村はやっていくんだよと、やっぱり先行地域に指定されたんならば、PRをして行かなければならないんだろうと思っておりますので、その内容、まずはこの予算の内容をちょっと教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 今回の予算につきましては、6月1日に脱炭素先行地域に認定された関連の補助金ということになります。今回、提案した内容につきましては、球磨村森電力と森林組合と共同で提案して、事業をお認めいただいたんですが、球磨村森電力が設置者となって、設置に関わる事業費に対して国からの交付金を村が受け取って同社に交付するという流れになっています。その提案の中にどういった事業をやっていくというものがございまして、今年度の6,500万程度計上しておりますのが、一勝地小学校、それとせせらぎ、それと石の交流館に自家消費型の太陽光発電と蓄電池の整備を行うようにしています。この計画の中でも、6年間分の計画をしておりますので、今後におきましては、渡災害公営住宅とか、かわせみとか、あと球

磨村森林組合の第2製材所等にも設置をするように順次行っていくこととしています。なお、EV自動車とか、EVバス等の導入、また、耕作放棄地での太陽光発電装置とか、そういったものも今後随時導入していくということにしています。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） じゃあ、これは今年度単年度だけじゃなくて今後もやっぱり来るということですね。

それと、すいません。球磨村モリ電力が本当ですか、シン電力、どっちですか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 正式名称は球磨村シン電力といいます。議事録造るときに、モリ電力と言ったほうが変換がしやすいだろうということで、私はあえてモリ電力ということで呼ばせていただいています。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） まず、15ページの中ほどですけども、戸籍住民基本台帳の委託料1,105万4千円、戸籍データ変換業務委託料並びに関連して5ページの債務負担行為になってきますけども、このところで、現在の戸籍システムを新たな戸籍システムのデータを移行する予算として上げられておりますけども、この債務負担行為で7年間という長期間にわたりますので、これをするによってどのような、メリットはある程度意味はわかりますけども、メリットとともに、費用対効果という意味合いでどういうふうになるか説明をよろしく願います。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、境目昭博君。

○税務住民課長（境目 昭博君） 宮本議員のご質問にお答えします。

まず、今回導入するに至りました経緯ですけれども、これにつきましては、平成15年に戸籍情報システムが導入されております。これが、リース契約をもとに5年ごとに契約を更新してきたところがございます。これが、平成15年ですから、令和5年12月に更新時期を迎えますことから、20年目を迎えることとなります。この間、法改正等がございまして、システム改修等が年度ごとに行われてきたところがございます。これを受けまして、その改修費用等につきまして、そのシステムによって改修金額は違うわけですけれども、その経費が多額になってきております。そういったことを考えましたときに、これまでどおり随意契約で今までの機種で大丈夫なのかということ、それと、今後もシステム改修等が多分に、令和元年の5月に公布されました戸籍等の一部を改正する法律に基づいてなされることになっております。こういったことを考えたときに、今後におきまして、そのままで現システムのままでいいのかということを検討しまして、その結果、今後の対応とすれば、ほかのシステムも検討してみてもどうかということになったと



ころでございます。これまでのシステムからしますと、国のほうでもクラウド化を進めております。このクラウド化といいますのは、本庁にそのデータを保存するのではなく、これを全国的に一括した業者のシステムで管理するというので、これを全国の市町村にそれぞれデータを配信するというようなシステムでございます。こういったことが国においても今求められておまして、今回、このシステムの改修について計画したところでございます。それに伴いまして、実際、プロポーザルというようなところで、今回業者を選定させていただいております。このプロポーザルと申しますのは、結局、その導入経費等のみならず、その運用、あるいは支援体制、そういったものがしっかりしているところを選定するというので行っております。その結果、今回、現業者から別の業者にするという形になったところで、データの移行につきましては、現システムから新しい業者のシステムに移行する必要がございます。その関係で、今回、先ほど議員おっしゃいましたところのデータ変換業務委託料を計上させていただいております。今後におきまして、債務負担行為につきましては、新システムの導入業者に一括で払うのではなくして、5年間のこれまで行ってきましたリースという契約をもとに払っていったほうが年間の経費等についても均一になるということで債務負担行為を計上させていただいております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 現在の国の法律等々も当然絡んできておるわけなんですけども、これ、全国的にクラウド化して、全国一括してというような情報の管理になるわけですので、いわゆる戸籍情報というのは極めて最たる個人情報だと思っております。この情報保護という観点からした場合には、その取扱いは慎重な上に慎重を重ねて取り扱う必要があると思えますし、当然それはもうその計画内のシステムの中でもちゃんとしてあると思うんですが、これを取り扱う上で、情報保護の観点から、どのような注意が必要なのか、もしそういうことが発生することがあるとした場合にはどういう対策を取られるのをよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、境目昭博君。

○税務住民課長（境目 昭博君） 宮本議員のおっしゃるとおり、情報保護、大変重要なことでございます。これが漏れるということにあつては、このシステム、あるいは戸籍法を運用していく上で、大変こういったことが漏れるということになれば、遺憾なことでございますので、これにつきましては、今回、システム導入いたします業者につきましまして、全国1,741自治体のうち、1,204自治体を今業者のほうで取り扱っておるというところでございます。これだけの全国規模での業者でございますので、そのセキュリティーに関しては、これまでもそういった問題は発生しておりませんし、今後においても、大丈夫というふうに思っております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 13ページになりますけれども、先ほど質問も出ていたページですけれども、その中に、委託料のところeスポーツイベント開催事業委託料の予算を計上してあります。その下の工事請負費の欄のところのスポーツイベント開催環境整備工事という予算が上げてありますけれども、このことを少しご説明お願いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） まず、eスポーツにつきましてご説明を申し上げたいと思います。eスポーツといいますのが、テレビゲームとか、コンピューターゲームを人対人で競い合う競技となります。最近では、2019年度の国体の文化プログラムとして都道府県対抗戦が繰り広げられ、オリンピックの正式種目でも検討されているものとなっています。今回実施しますが、冬場に石の交流館やまなみで2日間イベントを開催したいと思います。工事請負費といいますのが、石の交流館やまなみにインターネット回線を引き込むお金となっています。今回の目的といたしましては、子ども向け、高齢者向けを考えておまして、今後全国的にデジタル技術が発展し、仕事でもIT技術が求められる中、デジタルツールを使いこなす人材育成という観点とか、高齢者向けとして、他町村ではeスポーツを通じたまちづくりに取り組んで、認知症予防や生きがいをづくりを目的に高齢者eスポーツを導入されているという事例もございますので、今後、そういったものにつなげられればということで予算を計上させていただいております。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 今、課長がおっしゃるように、現在はeスポーツのこともかなり広まっておりますし、いろいろな大会も行われていたりしているようであります。それと同時に、若者だけではなくて、高齢者の方にも大変有効なスポーツのような感じがしております。いろいろテレビ報道見たりいろいろして。そのようなこともあって、いいことだとは思いますが。この業務委託料ということになっておりますけれども、独自ではできないだろうけれども、委託されるという委託先というか、その辺のところはどのような流れになるのでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 現在考えているのは、熊本eスポーツ協会というところに委託をしたいと考えております。これは、県内の多数の自治体とか、eスポーツ事業で締結を結んでいらっしゃる実績も多いところとなっています。さらにeスポーツイベント開催で、一番の問題点となりますゲームメーカーへの使用許可申請やイベントへの協力の依頼についても、その協会がゲームメーカーからの信頼も厚く、スムーズなイベントが開催できるという見込みであることから、その協会のほうにお願いできればと考えております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 14ページの上のほうの村商品券事業交付金の4,600万上げ

てありますが、そのお店先、これを使えるお店がどういうところをしてあるのか。それと今現在球磨村にはお店が少なくあります。特に、一勝地駅前のにぎわいのあれで仮設でしていただくさつきさんとか、あそこの商店、そののほうに1人当たり1万5千円の補助券が出ると思いますが、そこでも買い物がされて、木屋商店でもさつき商店でも使えると思います。そういうふうに店が少ないためにそこに集まって、そこに行った場合に、その店の売上げが上がるわけです。いいことなんです、それに伴う所得税も関連してくると思います。そういうところは、本当は税金がかかったほうが一番営業する人はいいいわけですが、今までそんなそうなかったのに、税金まで払うことになるだろうとか思われたらどうかなと思いますし、大体所得税を払って営業するのが一番だと思いますけども、そういう点は考えていらっしゃるでしょうか。売上げが上がったとき、必ず利益が出て税金はかかってくると思います。そういうところのお店の考えといたしますか、そういうふうになったときに、どういうふうに、村の商品券で売上げが上がって、自分たちは税金を払わにやいかん、税金払うのが当たり前なんですけど、そういうふうなことは考えていらっしゃいますか。

それと、店が大体ガソリン代なんかあるとしたら、大岩石油さん、森林組合さん、ミスミさんにすれば営業所は人吉でもあるし、ミスミさんのところを使われるんだったら、ローソンはどうなるのか。ローソンも使えるようだったら、球磨村に近いセブンイレブンとか、サンロードとか、ファミリー、そういうのはどういうふうに考えられるかと。そののところが店が少ないから、どういふふうにされるのか、質問です。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 今回の商品券につきましては、ガソリン代の値上げやコロナ禍における商店利用の減少傾向があることから、生活支援と事業所支援という観点から商品券を配布するというにしています。お店につきましては、基本的な線としては、商工会の会員に絞りたいとは思っていたんですが、現在、被災されまして、なかなかお店も少ない状況にありますので、ちょっとお話したところ、移動販売につきましては対応ができるだろうということもございましたので、できればそういった移動販売も使えるようにしたいと考えています。

それと、多分今回の使い道となりますと、ほぼガソリン代に行くのではないだろうかと思います。今回、村内でもガソリンスタンドは3店舗しかございませんので、特にミスミのほう使われるのではないだろうかとという予想もできます。そういった観点もありますが、生活支援という観点からいきますと、住民の方は得をするのかなという観点と思われまして、ミスミさんは商工会の会員でもございますので、問題ないだろうというふうに思います。

あと、コンビニにつきましては、現在お話とかも全くしておりませんで、コンビニは村内で1店舗ということで、本当に使いやすい場所にありますので、入ってもらったら、そちらにかな

り流れるのではないだろうかという予想もつきます。その辺も勘案しながら、今後どうするかというのを考えていきたいと考えております。

あと、所得のほうに関しましては、そこまで考えておりませんが、お店の収入が上がりますと、もちろんそういった税金も上がると思います。それについては、村の税収は上がっていくので、特にお店の立場として考えているということはありません。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 審議の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

午前11時05分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

質疑を受けたいと思います。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 先ほどの商品券の関係ですが、所得が上がってきたときに、まだコロナ禍の持続化給付金、あれはまだ続いているんですかね。もし続いていたならば、所得が上がったらそれが受けられなくなるとは思いますが、どんなでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 持続化給付金は、多分、前年度との比較等がありますので、そういう観点からいきますと、大分、所得が上がってくると、交付金の受給が厳しいものだと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。14ページの住宅建設と支援補助金ということで、全協あたりで、事前に説明を頂きましたけれども、安全対策事業、それから人口流出抑制対策事業の二本でやられるかと思えますけれども、ちょっと具体的な例でちょっと教えていただきたいんですけども、例えば、被災をされて塚の丸に再建されるという方と、一王子の分譲のほうに再建される、こういった場合、どちらのほうにどう該当するのかというところを教えていただきたいと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため、休憩いたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） お答えをいたします。

まず、基本的な考えといたしまして、今回の事業と申しますのは、県のほうの球磨川流域の復興基金のほうで、本年度の当初の予算として計上されましたのを村として活用させていただくということでございます。

今、県の事業のメニューとしましては、同一市町村内で安全なところへ移転をされるという場合にこの基金が対象になります。安全な場所ではなくて、現在地を再建される場合についても安全対策を講じるというような前提があれば、基金の対象になりますというようなことがございましたので、これを、じゃあ、球磨村でどう対象を絞り込むと申しますか、対象にしていくかということ、そもそも村長の考えの中で、ぜひ球磨村に残っていただくというような方々のインセンティブと申しますか、そういった方にもぜひ活用できないかというような、そもそもそういった考えもございましたので、村としましては、それに加えて、より安全とかということではなくて、もう現在地に残られて再建をされた方々についても、どうにか村の単費のほうを活用してでも対象にさせていただきたいということで、今回は再計上させていただきました。

ということからいきますと、今議員のご指摘と申しますか、ご質問で、まず塚の丸に移転をされる場合という形につきましては、ここは、塚の丸はL2もクリアしておりますので、球磨村、どの土地からでもより安全なところへ移転をされたという形になろうかと思っておりますので、そこで土地の購入も、土地の購入、それからその建物の建築。ただ、上限が300万というのがございますので、その3分の2が県のほうから基金で対象にさせていただくと。残り3分の1は、村のほうを持ち出しをさせていただくということでございますので、塚の丸に新たに土地を求められて、そこに建物を建築された場合には上限300万という中で対象になるということでございます。

次のパターンとしまして、じゃあ、一王子団地、今回、分譲させていただきますけれども、そこに移転された場合にどうなるかということでございますけれども、県と協議をする中で、そこが、L2はなかなかクリアできていないというような状況でございますけれども、今、村の考えとしましては、より安全というのは、今回、村、すいません、県、国のほうが示しています、その対策後水位という高さが示されておりますので、その対策後水位をクリアしているというところにつきましては、安全な場所に移転をするということに対して対象にできないかということ、今、県のほうと協議をまだしている段階でございますので、そういったことでオーケーということであれば、一王子団地に新たにその土地を求められてということであれば、そこ対策後水位をクリアしておりますので、県の基金の対象になるということでございます。

もう1つ、現在地で建物を建てられた場合、公費解体をされて新たに建てられた場合というケースでございますけれども、これについては、県の基金のメニューでいきますと、安全対策を

講じないと対象にならないということでございますので、令和2年7月まで遡りたいと考えておりますので、安全対策を講じられない場合には、これは村のほうの単費のほうで、これ上限100万になりますけれども、そちらの補助の対象とさせていただきたいということでございます。

先日、全協の場合でも、こういったケースはどうなるかということでいろいろご質問を頂いたんですけれども、まだきちんとしたその制度設計といいますのが、そこがまだ県と最終詰めている段階でございますので、いろんなケースがあろうかと思っておりますので、お話ししましたとおり、幅広くぜひ対象にさせていただきたいという考えでございますので、いろんな個別個別のケースでまた検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。（「議長」と呼ぶ者あり）2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） ありがとうございます。

それでもう1点、先ほど副村長がおっしゃいましたように、安全対策を施せばという話なんですけれども、多分、多少なりとも皆さん再建される場合に、安全対策で、ちょっとブロックを積もう、ちょっと擁壁を造りましょうという話になるかと思っておりますけれども、そういったところも含めて安全対策になるのか、そういうところも今回のこの対象になるのかなというところなんですけれども。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 安全対策ということでございますけれども、これは実際、安全対策を講じた部分のみが県のほうは対象にするというふうな話をしておりますので、例えば、建物自体にはあまり手を加えずにブロック積だけをしたとかいうことであれば、その部分が対象になろうかと思うんですけれども、内部で検討する中で、安全対策よりも、むしろ、村の100万のメニューで対象にしたほうがより有利になるというケースもあろうかと思っておりますので、その2つの選択肢がある中で、より被災された方、再建された方が有利になるようなところで対象にしていきたいと思っておりますので、もし県のほうがここ、これは安全対策でないだろうというようなことがあった場合には、それが村のところはその安全対策というところは考慮しなくても、実際再建されればそれを対象にさせていただくということにしておりますので、どちらが有利になるのかというところの観点も含めて検討していきたいと思っておりますので、安全対策がどこまでなのかという議論に対しましては、ご本人さん安全と言っても、それは県で言うところの安全でないというケースもあろうかと思っておりますので、そこはなるべくご本人さんの有利になれる形で打診したいということで今、考えております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 同じく住宅建設支援補助金についてお伺いをします。

もちろん、県の基準によって県の復興基金の取り決めの中でこの300万の使い道は決まっているだろうと思いますが、ぜひ村単独事業なので、幅広く、それぞれがこの助成が受けられるように対処してほしいということが大前提です。

この中で、漠然とした上限100万というふうになっております。この考え方として、今後、どういうふうに精査をしていくのかでしようけど、過去の事例を言いますと、空き家対策、空き家対策を事例に言うと、その当時、住民に空き家バンク登録の推進を村がしておりました。所有者に空き家バンクを登録した際に10万円、10万円ですね。借りた人、リフォーム補助として20万でなっていました。住民の方々はもう20万もらえると。20万円の範囲内でリフォームしようとした中で、補助率が、実際、2分の1ですかね。10分の10である20%、20%。ということは、最大20万もらうためには、工事費は100万になるわけです。ということは、借りられた方が、本来20万、丸々10分の10、20万円までのリフォームを考えているにもかかわらず、実際、20%、100万円工事費、リフォームをしないと上限20万もらえないと。逆に、20万のリフォームをするならば、助成金は2に4万円しか該当しない。ですよ、二二が四。実際、4万円の補助でしかないわけ、リフォーム補助が。

今回、この100万円の考え方として、要は、安全対策を講じる世帯が100万円工事費かかった場合に、この補助率を設定した中でいえば、丸々上限100万をもらう。2分の1で設定した場合には、200万の工事費に対して、上限100万円該当してくるわけですね。やはりお金が絡んでくる話なので、そういう考え方、いえば100万円の工事で100万円やれば10分の10ですよ。

しかしながら、この説明の中で上限100万と書いてあります。単純に考えて、今までの説明の仕方じゃ、100万円補助が出るという誤解を招くおそれがあるわけですね。そういった中身に対して、上限100万と書いてありますけれども、これに補助率を今後設定していくのかどうか。これについて、村長、お伺いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えをいたします。

被災された方が生活再建支援金と加算金等を受給しておられますので、それと工事費、工事費でかかった施工のその差額が100万あれば100万円補助できるということになります。今の説明でよろしいでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 適用イメージを見ますと、公共工事の補償、公共工事が行ったところに加算金含め支援金が300万円入って、超えた分、超えた分をまたこれで補うという。

先ほど答弁の中で、仮に自宅を例に言いますと、我が家も被災をして、もう全部住めるような状態になっています。自己負担で。もちろん、一部は助成を頂いて、支援金を頂いてやっておりますが、もうそういうふうにご自己資金の中で全部完了しました。今考えられるのは、私の家の前が川で1メートル60つかりました。避難所には行けない状況でした。垂直避難するためには、我が家の敷地からそのまま上の家、あるいは上の段階に行く必要があったわけ。

今回、こういう補助があれば、我が家に階段を造って、上に直立避難が、垂直避難ができるよねという話を家族でしたわけですね。公共工事は、一切、入っていない状況の中で、今後、起こり得る災害に対して安全対策を講じるという意味合いでは、もちろん、それには該当してほしいという思いがあるんですが、実際、この工事に対して該当するのかもしれないのかも含め、これが、逆に100万円工事がかかりました。今回、この補助率では、出た分で100万超えた分は100万払いますということは、10分の10になるわけですね。でも、単独で工事する分が100万で、100万円支援金で出れば、もちろん同じ10分の10になりますけど、単独で我々のようなところがしたところに補助率の設定をしてしまうと、不公平感が出てしまうという状況になりかねないんじゃないかなというふうに思っているわけです。全て100万円、100万円の工事で収めるようにして、100万円、10分の10もらう。それで理解してよいということでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 高澤議員、すいません、今の高澤議員の言われた内容がちょっと理解し  
っかりできていませんけれども、補助率自体は、つくる、設けるつもりはございません。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 18ページの農業振興費、中山間地域事業とあります。これは  
球磨村で何か所なのか、球磨郡で何か所なのか、分かれば教えてください。それと球磨村は場所  
まで。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 中山間農業モデル地区強化事業補助金なんですけれども、これ  
熊本県のほう、モデル地区をつくりまして、事業を行うことになっております。県の申告11地  
区ありますけれども、その中に申告1区当たり3地区を指定して行うこととなっております、  
球磨管内は3か所、球磨村につきましては毎床地区が指定となっております。

以上です。（発言する者あり）毎床地区の1か所です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） その下、林道費、白砂線で1,800万組んでありますけれど  
も、白砂線ののり面崩壊のところですかね、確認したいと思います。



○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） お答えします。

田代議員おっしゃるところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 通行止めしてあった、通行止めをしてありますけれども、ぐるりが空いているので軽トラックはそっち通っているんですよ。そしてこの前、吐合地区から一つ一つ、1列に並べてあるんです、土のう袋が。雨が降るたびに、もう土のう袋満タンになっておりますので、上から出るということで、あと1か所ぐらい、あと1段ぐらいは並べてもらえんのでしょうかと要望がありましたので、たしか、近いうちに予算組んで入札があるんじゃないでしょうかということで、地区の人が言うておりましたけれども、これが通れば、早めに入札をして、そして今、通行止めは通行止めとして外さないように徹底していただかなければ、雨が降ったときに、そこを通るときのやからまた、のり面の崩壊とすればまたいけませんので、きれいに止めてください。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 大変申し訳なく、今回、県のほうに補助金申請をしております、その許可申請が7月下りてくるということをお伺っております。ですので、8月の入札にはできるかと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 14ページ、先ほどの災害対策費、18区分のところの一番下2つ、仮設住宅等コミュニティ形成支援助成金、それから応急仮設住宅移転等費用支援事業補助金、この辺、この内容をちょっとお教えいただきたいんですけども。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため、休憩いたします。

午前11時36分休憩

-----  
午前11時43分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き、会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 大変お待たせいたしました。今、西林議員からのご質問で、仮設住宅等コミュニティ形成支援助成金210万円と応急仮設住宅移転費用支援事業補助金ということでご質問を頂きました。

この中身につきましては、これは県の支援事業でありまして。県からの補助がありまして、10分の補助が、助成金が来る予定になっています。

まず、コミュニティのほうですが、これは、仮設住宅等で一王子とか運動公園関係が木造やらムービングハウス等へ来ておりますけれども、その中でコミュニティを取っていただくように、班をつくっていただいておりますけれども、その班単位当たりで、例えば、夏祭りとか、祭りのなものとか、花壇をぐるっとその班で環境美化ということで、花、花壇を造ったりとか、草むしり等も、当然、出てくるかと思いますが、そういったコミュニティ関係に使っていただくお金ということで、大体、1グループ、1班で10万円、上限額10万円ですけれども、助成いただくようになっております。それを一応、この予算で20組分、200万、それと、これみなしの仮設のグループもできれば、助成できるということですので、これは、実際、できるかどうかというのはちょっと分かりませんが、一応、2グループということで、みなしの場合は上限が5万円でございます。その予算を2グループで5万円を10万円ということで、210万円計上いたしております。

それから、応急仮設住宅の移転費用等の助成金でございます。190万でございますが、これは、総合運動公園の下のほうの広場、あそこが今、千寿園の再開用地となっております関係で、今年、今年中に移転をとということで今、調整をしております。その関係であそこが今、19世帯おられますが、その移転費用として1軒当たり10万円の補助金ということで、190万円を上程しております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） すいません、ありがとうございます。まずは、応急仮設のほうは、一般質問で東議員のほうがされたと思いますけれども、そういった内容で補助されるということで理解をしております。

仮設等のこのコミュニティの支援助成金、せつかく210万円つけられておりますので、しっかりとそういったコミュニティの班単位で活動ができるように、村のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それぞれ仮設のほうも草刈りを班単位でやられたり、いろいろやられているかと思ひますけれども、しっかりと支援のほうをしていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） あんまりすれば、ほかの議員さん方にご迷惑をかけますので、最後にします。

推進課長ですかね、今、村の公式ウェブサイト1,000万の構築業務をしております。以前、観光のホームページといいますか、のをつくるのにもやはり構築事業をしておりますけれども、どうして、今回、古くなったねということをご質問されるんで、リニューアルということでされるんでしょうけれども、内容が分かればお願いをしたいと思いますが。

やはり、発信をすること、ウェブサイトというのなんていうのは、ここはここ、この部分はここということで、もう2つも3つもあったのをやはり発信というのは、やはりしていきませんので、今後は、やはり一体化、そういうのをもうポツとここをすれば、すぐそういう観光ページに飛んでいくようなホームページのつくり方が、ホームページ、まだウェブサイトがいいと思いますので、そこも含めて推進課長のお考えをちょっと教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 今回、計上しております1,000万につきましては、まず現在の球磨村公式ウェブサイトのほうが27年度に構築したものとなっております、当時の300万程度委託をしたものとなっております。

今回、1,000万として考えておりますのが、災害等の緊急時にアクセスが集中すると予想される際には、通常、トップページから緊急時用のトップページに切り替えるというようなこともできるようにしたいと考えております。

村議選のときにもダウンしたということもあるようですので、そういった対応もできればと考えております。

あと考えておりますのが、外国語の翻訳であったり、視覚が弱い利用者への対応とか、そういったものを考えておまして、このウェブサイトに掲載するほうも利用しやすく、閲覧される方も利用しやすいという観点で整備ができればと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

ここで、本会議の途中ですが、昼食のため、休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時50分休憩

-----  
午後 1 時00分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

-----  
日程第 9. 議案第 4 2 号 令和 4 年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 9、議案第 4 2 号令和 4 年度球磨村介護保険特別会計補正予算を議題とします。

ご審議をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第 4 2 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 2 号は原案のとおり可決されました。

-----  
日程第 10. 議案第 4 3 号 令和 4 年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 10、議案第 4 3 号令和 4 年度球磨村簡易水道特別会計補正予算を議題とします。

ご審議をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第 4 3 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

-----  
日程第 11. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 11、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議

題とします。

ご審議をお願いします。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 浅野美津子氏については、村長が申されましたとおりでございますので、議員各位もよくご存じであると思っておりますので、議会も全会一致で推薦していただきますよう、議長にお取り計らいをよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） ただいま10番、田代利一君より、浅野美津子氏を人権擁護委員に推薦する旨の発言があっております。

ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。諮問第1号は、諮問のとおり適当と認め、推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、諮問のとおり推薦することに決定しました。

---

## 日程第12. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

審議を行います前に、本件について、5番、東純一君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、東純一君の退場を求めます。

〔5番 東 純一君 退場〕

○議長（舟戸 治生君） それでは、本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。東さゆり氏につきましては、村長が提案理由で申されましたとおり、人格、識見共に優れておられ、議員各位よくご承知いただいていると思っております。議会も全会一致で推薦していただきますよう、議長においてお取り計らいいただきますように、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ただいま1番、永椎樹一郎君より、東さゆり氏を人権擁護委員に推薦する旨の発言があっております。

ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。諮問第2号は、諮問のとおり適当と認め、推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、諮問のとおり推薦することに決定しました。

〔5番 東 純一君 入場〕

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君に申し上げます。

諮問第2号は、諮問のとおり推薦することに決定しました。

次に、お手元に配付してある追加日程第1及び追加日程第2については、村長、松谷浩一君より追加上程の申出があり、議会運営委員会の了承を得ていますので、議案の上程を行い、直ちに審議に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があおりますので、追加日程第1及び追加日程第2の上程と審議に入ります。

---

#### 追加日程第1. 報告第4号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越計算書について

○議長（舟戸 治生君） まず、追加日程第1、報告第4号令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越計算書についてを上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第4号令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

令和3年度の繰越明許費につきましては、令和3年度簡易水道特別会計（第3回）補正予算書の第1表繰越明許費でお示した事業を議決いただいております。これらの事業は、年度内において支出を終わらない見込みであるため繰越しの設定をお願いしたものでございますが、会計年度を終了しまして、実際に繰越しを必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第4号についての報告を終わります。

---

**追加日程第2. 議案第44号 財産の取得について（渡地区災害公営住宅）**

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第2、議案第44号財産の取得を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第44号財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

今回取得を予定しております財産は渡地区災害公営住宅です。本件は、買取り型での整備により、施設の完成後に事業者から災害公営住宅として買取りを行う予定となっております。整備予定地は球磨村大字渡別府峯地内の渡運動公園遊具広場です。構造は鉄筋コンクリート造7階建て60戸を建設であり、契約金額につきましては、14億5,111万3,670円です。契約の相手方は、熊本県天草市栄町5の21、井上不動産有限会社でございます。

村有財産を取得するに当たっては、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決が必要となりますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案の理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いいたします。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） ただいま村長のほうからお話があった財産の取得について、いよいよこの裁決という日になったようです。

昨日、いろいろ考えましたところ、災害当初から村長が早急に進めたいというこの災害公営住宅の建設、これまでの流れの中で、災害公営住宅建設については、議会のほうは、もちろん造る必要があるという、災害公営住宅に関しての議会の考えというのはあったと認識をしております。

その後、いろんな、さくらドーム周辺、あるいは、この遊具の場所において様々な、執行部とそれぞれの関係団体が含め進めてこられたというふうに理解をしております。

しかしながら、この案件におきまして、どうしても議会の方々含め、説明責任を果たしているのかどうかも含め、昨日いろんなことを考えた次第です。

これまで、災害公営住宅建設の建設場所、あるいは、議会からいろんな意見が出ていた案件において、なかなかきちっとした答弁を頂いていないという状況もあります。

議会として、これ、私個人の意見ですが、前議長においては、分散型の建物だろうか、あるいは、さくらドームを解体したときに、じゃ、どこに新たなものを造っていくのか、あるいは、遊具を解体したときに、じゃ、その代わる場所をどのように計画をしていくのか、あるいは、今後完成した後の維持管理費がどのくらい必要なのか、いろんなご意見を議会はしてきたつもりです。

それも踏まえ、やはり執行部の皆さんが知恵を出し合い、これまで計画をされてきたことに対して批判することではないというふうには思いますが、やはり、これを精査をきちっとできなかった議会というのにも確かに責任があるというふうには私は思っております。

今回、重要案件として、これを今、提案をされた中で、今後、球磨村の将来を見据えた中で、しっかりと議論をし尽くして採決をするべきだと。その中で、これまで議会として質問をしてきたことに対して、きちっとご答弁を頂いた中で、最終的に議論を尽くして採決に入っていただきたいと。

これまでの執行部の皆さんと、あるいは、議会の問題点として、やはり地方議会、地方行政運営を含め、やはり問題視されているのが議会軽視と誤解を招くようなやり方、あるいは、議会のそもそもの本来目的することの一人一人の資質的な問題も含め、やはり、それぞれが、議会も執行部もそれぞれ尊重し合いながらいいものを造っていくというのがあるべきだろうと。

その中で、やはり今回においては、議会から、これまで上がってきた幾つかの案件、質問に対して、しっかりとお示しをしていただいて、最終的に最善の判断をそれぞれが下すべき、その中で、1つ目が遊具の移転先、これまで完成後の空室になった場合の対策、もう一点が、それに将来的に考えられる維持管理費、建設を行う上での資材高騰分のリスク配分、先日、一般質問の中でありましたエレベーターが1基から2基に変更されております。この維持費においても、年間、1基600万円だったというふうに思っております。2基で600万円か分かりませんが、そういうご答弁でした。あらゆる年間通じての維持管理費は、それ以上に出てくるだろうというふうに思います。

将来的なこの建物におけるリスクをどういうふうに対策を打っていくべきかも含め、やはり、いろんな資料提示をして総合的に判断する上では、やはり今の状況では、判断する材料は乏しいというふうに思っております。

ぜひ、執行部の皆さん、ご理解の上、今言われた分をしっかりとお示しをしていただいて、本日、最終的な議論をさせていただいて、採決に入っていただければというふうに思いますので、この件におきましては、どうぞ議長のお取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 審議の途中ですが、協議のため休憩いたします。

議会運営委員は議長室に集まってください。

午後1時18分休憩

-----  
午後1時22分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。



審議の休憩中ですが、ここで全員協議会を開き、執行部との協議を行います。

議員の皆さん方は、議員控え室にお集まりください。

なお、議会運営副委員長、高澤副議長、村長、副村長、総務課長は議員控え室へお集まりください。

協議が終了するまで休憩といたします。審議は、協議終了後に再開しますが、再開前に放送で連絡することとします。

以上です。

午後 1 時 22 分休憩

-----  
午後 3 時 00 分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議案第 44 号財産の取得についてご審議をお願いいたします。7 番、嶽本孝司君。

○議員（7 番 嶽本 孝司君） これ 6 月 10 日だったと思いますけど、全協で今回の災害公営住宅、並びに駐車場の件がございました。そして、補助が出る駐車場分だけを当初は 60 台とされていましてんですけど、後からまた 60 台分追加というふうになっております。

それで、お尋ねしたいのは、このレッドゾーンのところ駐車場が告示してあるんですけど、ここにはご存じのように、レッドゾーンのときは建物はお建てできませんよという一つのくくりがあると思うんですけど、駐車場の場合はいいのかなという、それをお尋ねいたします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 今、嶽本議員も言われましたように、レッドゾーンの中に建物は建てられないというのがありますけれども、駐車場関係の縛りはありませんので。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 7 番、嶽本孝司君。

○議員（7 番 嶽本 孝司君） 建物の場合は、家のすぐ裏側にレッドゾーンがあった場合は、それをコンクリで抑えるか吹付をするか、何かそういう補修をすると許可が出るよという場合もあると思うんですが、いただいた資料で追加の駐車場のほうの公衆トイレ側のほうに行きますと、この駐車場のところは、かなり高い地層が見える形状になっておりますね。そのところをかなり石が、雨が降ったとき落ちてきます。そういう対策とか、そういうのも、おっしゃったように、法的には何もしなくていいんでしょうけど、車を止めますので、そういうのがついて今後はまた状況を見て、今後はそれに対して対応するよと言われたそうなんですけど、そういうこともあるのかなというふうに思います。

それと、この場所ですけど、場所の名前、整備予定地は球磨村大字渡別府峯というふうにご

いてあるんですけど、これの行政区といますか、それはどこになるのか、また新たにこれだけ60世帯とか運動場辺りも全部出てきますので、何か新しい行政区というか、そういうのができるのかをお尋ねいたします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 行政区の話でございますが、今の住民説明会の折にもそういったご質問がございました。そのときも回答しましたけども、今のところ、新しく区をつくるというふうじゃなくて、今のあそこであれば、峯班になりますので、3区ですかね、の中の新しい班として運営いただければという方向で考えております。入居者の関係では、希望辺りもちょっとあるのかなと思っておりますので、そこら辺を考えながら決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 3回目になります。この災害公営住宅のちょっとお話をさせていただきますと、もともと災害公営住宅を、当然被災してすぐつくらなければいけないということで、施工から急がれたというふうに思っております。それで、当初は、さくらドームのところということでございましたけれど、なかなかこれも折り合いがつかなかったといたしますか、今になってみれば、また千寿園さんもということが出てきております。

これ私だけで頭で考えたことなんですけど、さくらドームを、下の消防出初式のときに玉落としをしてましたあの駐車場、そこに、これはもうすみません、仮の話をして申し訳ないんですが、さくらドームを持ってきて、今コンテナハウスがあるところに千寿園さんを持ってきていただいて、そうしますとさくらドームのところには当初お考えの3階建ての2棟ですか、できたのじゃないのかなと。

言いますのも、今回、あえて遊具広場に建ちますところが、何回も言っていますように、災害リスクがあると、レッド、イエローもあるということがありますので、相当地盤が軟弱というのも分かってまいりました。村長も頭の痛いところだと思いますし、仮にもし時間が取り戻せるなといったら失礼な話ですけど、そういうのができればなと思った次第ではありますが、これで終わります。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

嶽本議員に申し上げます。反対意見があれば述べてください。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 反対意見を申し上げます。

安全な多目的広場に建設場所の変更を一般質問等でもお願いしてきました。その中で、令和3年8月20日、九州地方整備局及び国土交通省の担当のテレビ会議等に説明を実施した。説明の中で、災害リスクの対応、移住スペースをレッド、イエローゾーンに設けない説明をし、国交

省の了承を得た、私たち議会にはレッド、イエローが分かっているにもかかわらず説明せずに計画を進めた。

それと同じ時期に、新聞の記事に載っていたのを参考にさせていただきます。八代市は、旧坂本役場、坂本支所も水害を受け、再建の懇談会40名ほどで行った。そのときに地盤が軟弱なため地盤の改良が必要ではないのか、また一部がイエローゾーンにかかり、建設コストが増えないなどの質問をした。八代市はイエローゾーンも表に出し、会議にかけているが、球磨村は議会には説明せず、計画を進めた。これは、議会軽視と私としては言わざるを得ない、不信が残ります。

また、私の13日の一般質問で238名の署名を添え、要望書を提出、1月17日に村長へ行きました。村長から答弁では、総合運動公園、グラウンド仮設住宅の空室となっている住宅には大家族が入れる住宅は少ないので、集約が困難な状態にあり、集約はしないと回答しながら、今回、千寿園建設については、集約するとの答弁、合議制に欠ける答弁がイエローゾーンの説明なしなど、不信認に値すると私には言わざるを得ません。

6月20日の全協でエレベーターが2基になります。増工事が1億3,000万円、軟弱な地盤に対し杭工事が2億3,000万円などが上がってきました。軟弱な地盤と災害リスクのあるところに住宅の再建をするのであれば、安全で安心な災害リスクのない下の多目的広場に被災者の生活支援を優先すべきであると言われている。

以上であれば、仮に3か月、4か月遅れても入居される村民の方の理解は得られると思います。よって、この議案に対しては反対であります。

○議長（舟戸 治生君） 他に質疑は。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 今、いろいろ内容の説明をして、嶽本議員から反対意見ということで述べられました。私は、一般質問でももう時が過ぎてしまうということで、早くつくっていただきたいということで質問をさせていただきました。

今、安全面に対して軟弱な地盤といろいろありましたけれども、執行部からも説明をいただいて、10何メートル掘っても杭をつけんということでしたので、私はそれを理解しております。それぞれの大きい建物にもそれぞれ杭が100メートル打ったところもあるでしょう。しかし、私は今の7階建てにしても大丈夫と信じておりますので、私は、賛成をいたしたいと思います。

今回つくらなければ、人口流出にもつながると思うんです。一日も早くつくっていただいて、来年の8月にはよかったなど、いいあれができたなど、村民から言われるように、早めに着工してスピード感を持って、事故のないようお願いを申し上げ、賛成といたします。

○議長（舟戸 治生君） それでは、9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 先ほど、私のほうからいろんな書類の提出を求めたことでありますので、私からも賛否についてお話をさせていただきます。

今回、提出書類をいただきました。回答をいただきました。非常に執行部においては、我々が

思っている以上に密に計算されていたんだなというふうに思ったところです。しかしながら、やはり議会として議決権を持つ議会と執行権を持つ執行部、そういう間柄の中で、やはり今後、大きな決断を迫られることが多々あるだろうというふうに思っております。

しかしながら、嶽本議員が言われるのも、確かに一理あることだというふうには理解をしております。今後、大きな決断をする中でも、やはりしっかりと議論できるような体制を取りながら、しっかりとこういう本議会で、できれば全会一致の中で方向性が見出せるように、ご配慮を執行部のほうもお願いをしたいというふうに思います。

また、これを先延ばすことが、果たしていいことかというふうに考えますと、やはり、今回、しっかりと方向性を見出して、一緒になって、あらゆることに対しても問題を一つ一つ課題を解決していく上では、いい足がかりになったんだろうというふうに思っております。

今回の災害公営住宅建設においては、いろんな諸問題も抱えながらも、課題、将来的な課題をしっかりと見出していく、それを一緒に今後やっていきたいというふうに思っております。今回、賛成をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） それでは、採決を行います。異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第44号財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 陳情書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、陳情書を議題とします。

先日、上程した消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

ご審議をお願いします。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 令和5年10月のインボイス制度導入に向けて、昨年10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まりました。これまで年間の売上げが1,000万円以下の業者は消費税の納税を免除されてきました。しかし、インボイス制度は消費税を販売価格に転嫁できない零細業者にも課税業者になることを迫っています。免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引遂行を壊し、免税店制度を実質的に廃止をするものです。多くの中小、零細事業者はコロナ危機のもと、事業継続雇用維持に懸命に取り組んでおり、イン

ボイス制度の登録、経理変更準備に取り掛かる状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍から経済再生を阻害することにもつながります。

よって、国及び政府においては中小零細事業者や個人事業主の事業存続と再生のために消費税インボイス制度の実施を注視することが必要と思います。

つきましては、このような観点から本件を採択賜わりますようお願いをよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、9番、高澤康成君から本陳情について採択されたい旨の発言があつております。

お諮りします。本陳情について、9番、高澤康成君の発言のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本陳情については採択することに決定しました。

9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、議員各位の配慮により採択をいただきましたので、ここに本意見書に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣に提出することについて、板崎壽一議員の賛同を得ましたので、動議として提出します。

本件を本日の日程に追加し、議題としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま9番、高澤康成君から発議第5号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。

---

**追加日程第3. 発議第5号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について**

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。それでは、日程に追加して、直ちに議題とします。議案を調整の上、職員に配付させます。

それでは、追加日程第3、発議第5号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出

を求める陳情を議題とします。

本案件につきましては、先ほど、9番、高澤康成君から発言があり、その内容について十分ご理解をいただいていると思いますので、説明、質疑を省略して、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつておりますので、これから採決します。お諮りします。発議第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、女性トイレの維持及びその安心安全の確保について意見書を求める陳情についてを議題とします。

ご審議をお願いします。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 女性トイレの維持及び安全安心の確保について意見書を求める陳情、令和3年12月1日施行の労働安全衛生法規則等の改正は、男性用と女性用とに分かれる大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、さらに独立個室のトイレを設けたときは男女別のトイレの設置基準に一定数反映させることとされました。この動きは、法的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても独立個室型のトイレで入るとの設計を助長し、さらには男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立、加速させる可能性があります。

性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、女性トイレは女性が長年かけて設置されてきたものです。女性トイレでの女性はより無防備であることから、身体、男性への恐怖感があり、性暴力被害等の事件には後を絶ちません。特に警戒心が薄く抵抗する力のない女性や障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。したがって、事業所トイレにおける大原則である男性用と女性用に区別して設けることも、今後とも崩さず、女性トイレは当然に維持し、また女性の安心安全という権利、法益を守るべく諸作をとることは極めて重要であると思います。

つきましては、このような観点から本件を採択賜りますようお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、7番、嶽本孝司君から本陳情について採択されたい旨の発言があつております。

お諮りします。本陳情について、7番、嶽本孝司君の発言のとおり、採択することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本陳情については採択することに決定しました。

7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について意見書を求める陳情書につきましては、議員各位の配慮により採択をいただきましたので、ここに本意見書に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に提出することについて、宮本宣彦議員の賛同を得ましたので、動議として提出します。

本件を本日の日程に追加し、議題としていただきますよう、お願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま7番、嶽本孝司君から発議第6号女性トイレの維持及びその安心安全の確保について意見書を求める陳情についてが提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。

---

#### 追加日程第4. 発議第6号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。それでは、日程に追加して、直ちに議題とします。

議案を調整の上、職員に配付させます。

それでは、追加日程第4、発議第6号女性トイレの維持及びその安心安全の確保について意見書を求める陳情についてを議題とします。

本案件につきましては、先ほど、7番、嶽本孝司君から発言があり、その内容について十分ご理解をいただいていると思いますので、質疑を省略して、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつておりますので、これから採決します。お諮りします。発議第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

ご審議をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 令和5年10月に消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっております。消費税制度においては、年間課税売上高が1,000万円以下の事業所は消費税の納税義務が免除されており、シルバーの会員は免税の個人事業者に当たります。インボイス制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じることになります。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源がなく、インボイス制度の導入に伴う新たな税負担はまさに運営上の死活問題であります。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加、健康維持に趣を置いた生きがい就業をしているセンターの会員に対し、形式的には個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを、ひいては地域社会の活力低下をもたらすことも懸念するものです。

よって、国に対しインボイス制度導入後も総額の収入の少ないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおける安定的な事業運営が可能になる特例措置が必要と思います。

つきましては、このような観点から本件を採択賜わりますよう取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、5番、東純一君から本陳情について採択されたい旨の発言があっております。

お諮りします。本陳情について、5番、東純一君の発言のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本陳情については採択することに決定しました。

5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出を求める要望書につきましては、議員各位の配慮により採択をいただきましたので、ここに本意見書に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣に提出することについて、永椎樹一郎議員の賛同を得ましたので、動議として提出いたし



ます。

本件を本日の日程に追加し、議題としていただきますよう、お願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま5番、東純一君から発議第7号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてが提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。

---

追加日程第5. 発議第7号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。それでは、日程に追加して、直ちに議題とします。議案を調整の上、職員に配付させます。

書類的に問題が見つかりましたので、差し替えをさせていただきます。

本会議の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

午後3時37分休憩

-----  
午後3時50分再開

○議長（舟戸 治生君） 追加日程第5、発議第7号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案件につきましては、先ほど、5番、東純一君からの発言があり、その内容について十分ご理解をいただいていると思いますので、説明、質疑を省略して、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつておりますので、これから採決します。お諮りします。発議第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14. 議員派遣について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第14、議員派遣を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

---

#### 日程第15. 閉会中の継続調査について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第15、閉会中の継続調査を議題とします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議で決議された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定によって、明日17日までとじていました会期を本日までとし、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年第4回球磨村議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午後3時51分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員